

# 小樽市貨物自動車運送事業者支援金のお知らせ

コロナ禍における燃料費高騰により影響を受けている市内の貨物自動車運送事業者を対象に、燃料費負担の軽減を図ることを目的として支援金を支給します。

## 対象

市内に本社又は営業所を設置し、トラック運送事業（一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業）を営み、かつ下記の要件を満たす者

令和4年7月1日時点及び申請日時点でトラック運送事業を営んでおり、かつ支援金受給後も引き続き当該事業を継続する意思があること。

## 支給内容

1 事業者当たり、下記の区分に応じて支給（法人・個人事業者問わず）

・一般貨物自動車運送事業：一律30万円

・貨物軽自動車運送事業：事業用自動車1台当たり5万円（上限30万円）

※両事業を営んでいる場合も、30万円（上限）の支給となります。

## 申請期間・方法

【申請期間】令和4年7月11日（月）～8月31日（水）消印有効

【申請方法】原則、郵送での提出（電子メールでの提出は不可）

## 申請書類

◆申請書・・・小樽市ホームページからダウンロード※

※インターネット環境がないため申請書のダウンロードができない方

⇒市役所の商業労政課にご連絡ください。申請書等を郵送いたします。

◆申請添付書類・・・下表のとおり

区分	申請添付書類				
	①市内に営業所があることが分かる書類(※1)	②自動車運送事業の許可証の写し	③貨物軽自動車運送事業の証明願の写し	④全ての事業用自動車の自動車検査証の写し	⑤振込先通帳の写し(※2)
一般貨物自動車	○	○			○
貨物軽自動車	○		○	○	○

(※1) 法人にあつては申請日時点で3か月以内に発行された登記事項証明書(全部事項証明書)など、個人にあつては開業届出書の写しなど

(※2) 振込先【カナ】の記載事項を確認できるページ

◆申請から支援金支給まで

⇒申請書受理後、書類審査を行い、支給決定通知書又は不承認決定通知書を申請者に送付します。支給決定された場合は、申請後10日から14日程度(土曜、日曜、祝日を除く。)で支援金を支給します(口座振込)。

▶市内で事業を行っているが、法人の本社は市外にある(市外に在住している)が対象となるか。

⇒市内に営業所があれば対象となります。

▶市内に営業所があり、法人の本社は市外にあるが、営業所の代表者が申請する場合、委任状は必要か。

⇒本社の代表者が申請する場合を除き、委任状の提出が必要です。

▶「一般貨物自動車運送事業」と「貨物軽自動車運送事業」の両事業を営んでいるが、支援金の支給額はどうか

⇒両方の事業を営んでいる場合でも、事業者単位での支給となりますので、支援金30万円となります。

▶市の事業継続緊急支援金との併給は可能か。

⇒併給できます。

▶市の公共交通事業者等支援金との併給は可能か。

⇒併給できません(公共交通事業者等支援金は、バスやタクシー事業者が対象)。

▶北海道の支援事業(道内事業者等事業継続緊急支援金)と、本支援金の併給は可能か。

⇒併給できます。

▶一般貨物自動車事業の許可書を紛失等した場合、何を提出したらよいか。

⇒運輸局が証明した「証明願」の写しを提出願います(「証明願」の様式は、下記よりダウンロード可)。発行までに数日かかる場合もありますので、余裕を持って申請してください。

◇北海道運輸局(札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎)

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/yoshiki/index.html>

▶貨物軽自動車運送事業の証明願はどこに申請したらよいか。

⇒上記の北海道運輸局となりますので、詳細はお問い合わせください。

**提出先・問合せ先 (郵送での提出にご協力ください)**

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市産業港湾部商業労政課

☎0134-32-4111 内線262、265 (平日 午前8時50分から午後5時20分)